

～新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金～

雇用の安定と定住及び移住の促進を図り、活力あるまちづくりを推進するため、常用労働者として町内事業者（公共団体は除く）に雇用された新規学卒者又は転入者（いずれも満40歳未満）に対し交付金を支給します。

常用労働者・・・雇用期間に定めがなく、1週間の所定労働時間が30時間以上で、かつ、雇用保険の一般被保険者である方

新規学卒者・・・学校を卒業した日の属する月の翌月の初日（義務教育以外で中退者の場合は、中退した日）以後1年以内の方

転入者・・・町内に転入した日前1年以上、連續して町外に住所を有していた方で、常用労働者として雇用された日において、町内に転入した日以後1年以内の方

○交付対象者

下記のいずれの要件も満たしていること。

- ①令和2年4月以降に、常用労働者として町内事業者に雇用された方
- ②町内に住所を有する方
- ③常用労働者として町内事業者に雇用された日において、新規学卒者又は転入者に該当し、満40歳未満の方（常用労働者として雇用された日から起算して、5年以上町内に定住する必要があります。）
- ④町内事業者の事務所等に勤務される方（町外の事務所等に通勤される方も含みます。）
- ⑤町税を滞納していない方

ただし、下記の方は対象外です。

- ①国、地方公共団体及びその他の公共団体に雇用された方
- ②取締役等の事業者と利益を一にする地位である方

○交付金の額

就職後雇用期間1年を超えるごとに5万円（連続2年分を限度とします。）

○申請手続

交付金の申請方法は下記のとおりです。交付金申請の前に受給資格の登録が必要です。

- ◆常用労働者として雇用された日から起算して3か月以内に、受給資格申請書に下記の書類を添付して提出
 - ・在職証明書
 - ・誓約書
 - ・雇用保険被保険者資格取得等の確認ができるものの写し
 - ・学校を卒業又は退学したことを証明する書類の写し（新規学卒者のみ）
 - ・住民票除票又は戸籍附票の写し（転入者のみ）
- ◆常用労働者として雇用された日から起算して1年を超えるごとに、交付金支給申請書に在職証明書を添付して、3か月以内に提出